

三木町農業委員会

令和4年4月 定例会議事録

三木町農業委員会
令和4年4月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和4年4月20日
(会議時間) 13:30～15:36
(開催場所) 三木町防災センター 第1研修室
(議題) 別紙のとおり

出席委員数 17名

1番 松田 隆雄
2番 香西 茂知
3番 古市 哲
4番 藤澤 勇一
5番 鎌倉 茂雄
6番 溝渕 常雄
7番 川田 正憲
8番 鈴木 勤
9番 小川 正則
11番 高重 浩二
13番 吉原 博
14番 中川 詰郎
15番 横山 良秀
16番 岡田 久
17番 鎌倉 守
18番 溝渕 廣明 (会長職務代理)
19番 高尾 壽一 (会長)

欠席委員数 2名

10番 鎌倉 博之 (欠席)
12番 白井 敏雄 (欠席)

事務局

1. 平井元事務局長
2. 横山賢一課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 谷井直人主任主事

その他

6. 森岡隆一係長
7. 渡辺龍也主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 非農地証明願について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

13時30分 開会

- 事務局 それでは、4月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。本日鎌倉博之委員、白井俊彦委員から欠席のご連絡が入っております。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等20件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、川田委員と鈴木委員にお願いいたします。それでは会長よろしくをお願いします。
- 会長 ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が6件と報告案件が2件です。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について
【番号1から番号4について朗読（別紙、議案書のとおり）】
番号1について説明します。番号1については、譲渡人の労力不足により、その要望を受諾した譲受人との話がまとまり贈与するものです。下限面積等も問題ありません。
番号2については、譲渡人の労力不足により経営規模を図りたい譲受人との話がまとまり賃借権設定するものです。下限面積等も問題ありません。
番号3については、共有で管理している譲渡人が一方に集約することによる経営規模の拡大であります。下限面積等も問題ありません。
番号4については、譲渡人の要望により、経営規模の拡大を図りたい譲受人との話がまとまり売買するものです。下限面積等問題ありません。
- 会長 ありがとうございます。それでは地元委員さんからの補足説明がありましたらお願いします。
- 鈴木委員 1番ですが、子ども裏に家を建てるということと、歳をとって農業ができないという理由から所有権移転するものです。特に問題はありません。以上です。
- 香西委員 2番は、労力不足のため、所有権移転を行います。4番については、農業に力を入れるとのことで、売買するものです。特に問題はありません。
- 古市委員 3番は、譲渡人と譲受人は姉妹であるということと、労力不足ということで、特に問題はあります。
- 会長 それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。
- 委員一同 (無し)
- 会長 ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 満場一致で承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について
【番号1から番号3について朗読（別紙、議案書のとおり）】
議案第3号、農地法第5条の規定に関する許可申請について

【番号1から番号11について朗読（別紙、議案書のとおり）】

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について

【番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上になります。ご審議よろしくお願ひいたします。

鈴木委員

4月13日、4条申請3、5条申請11件につきまして会長、副会長、川田委員、私、そして事務局の2名、計6名および、担当地区農業委員、推進委員とともに現地調査を実施しました。現場では隣接地区特定の排水方法等について確認をいたしました。その中で問題になったのは4条申請番号3及び5条申請番号3であります。これにつきましてはすでに造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりましたので、問題ないと思われまふ。以上で現地報告を終わります。

会長

ありがとうございました。それでは地区担当の農業委員の方で補足することがありましたらお願いしたいと思います。それでは議案の第2号からお願いします。

藤澤委員

図面が添付されていますので、見ていただきたらと思ひます。4条申請で図面にもありますように、侵入道路、道がなければできないということで、その北側でありますが県道前田東線から入ってきてるといふ少し変則的な形にはなっておりますが、承諾はいただいております。異議はないと思われまふ。よろしくお願ひいたします。

鈴木委員

第2番ですが、娘さんが後をとったということで上は太陽光で下は何か木を植えるということですが、特に問題はないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

会長

それでは資料もついておりますが、営農型について説明をいたしたいと思ひます。

事務局

失礼いたします。営農型についてと記載のありますA4縦刷りの資料をご確認ください。平成25年頃に運用開始となっておりますが、三木町においてはこの申請が初めてでございます。資料をご覧いただき、説明いたします。営農型発電設備は、農地に支障が出ず、上部空間に太陽光パネルを設置することにより、農業と発電の両立を目指す仕組みを指します。支柱0.0025㎡、農地2㎡が農地転用に当たります。営農型太陽光発電設備の取り扱いについてですが、まず第一に一時転用期間が一定の期間内になっているかどうかということが挙げられます。下の青色で囲んだところで、期間が10年以内のケースということで、次のいずれかに該当するときは10年以内の一時事転用許可が必要となります。今回の農地は第2種農地でありますので、令和14年5月31日までが一時事転用の期間となります。続きまして、他の営農の継続が確実か、ということにつきまして、植物に著しい支障をきたしていないこと、下部の農地の状況が次の条件を満たしているかどうか、ということですが、今回のケースでいきますと、同年の地域の平均的な反収と比較しても、5割以上減少しないことと、されております。今回の本人の営農作物ですが里いもとサツマイモということでございます。その下農作物の営農に適した日照時間、効率的な農業機械の利用が可能であるか、最低地上高2m以上であるか、当該農地に支障のない位置に設置されているか、などが審査基準となっております。日照量でありますとか、最低地上高に関しましては、今回クリアーされていると思ひます。なお右側いきまして一時転用期間後でありますが、その後引き続き営農したいということであれば、再度許可申請が必要となっております。再許可に関しましては総合的に勘案し、十分に審理するものとなっております。自然災害や労働力不足等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合には、その事情等を十分に勘案するものとなっております。3番ですが、年に

1回の作物の生産状況が減少していないか、チェックするものであります。こちらに関しては本人が各種関係者に報告し年に2割以上減少していないこととなっております。報告の結果営農に著しい支障がある場合、太陽光の支柱を撤去して、農地に戻すことが条件となっております。これらにつきまして香川県農地転用担当と先日協議いたしまして、おおむね許可条件等該当しておりますので、事務局としては許可相当と判断しております。質問は、後程尋ねていただいたらと思います。

会長
事務局

議案2号4条3番でございます。平成13年頃から宅地にしていたという状況です。売買によって農地が宅地になっているということで、今回申請が出ております。それから議案3号5条8番ですが、規模拡大のために農地を借り受けてやっているということでございます。9番でございますが、奥に家を建てるということで、それから10番が5反以上の面積を転売して、そこに住宅ができるということでございます。11番も農地を小菘から南へ行ったところですが、埼玉県の譲渡人が高松市の譲受人に土地を売るということで、許可申請が出ております。それから、議案第4号の1番でございますが、立井さんのほうへの内を、家を建てるということで申請が出ております。以上で私のほうは終わります。

会長

続きまして5条の1番は、使用貸借で家を建てるということで、若干残された田の面積がややこしいですが、よろしく願いたいと思います。

事務局

5条の2ですが、譲渡人の田を譲受人に譲り渡すものでございます。3は譲受人の親が亡くなって、その兄弟が譲り受けるものでございます。4番ですが、これは、宅地なので宅地を売るそうです。5番も、田んぼができないので売って住宅が建つようです。7番も田んぼをしないので、孫が家を建てるとようです。以上です。

会長

それでは先ほどの営農型についてご質問ありますか。こういう状況にあるものは、いろいろ書いてますが、「営農等に支障は生じていないか」とあります。そういう大きな問題ではないと思いますが、農機具、トラクターが通って作業できる状態になるのかな。

事務局

そうですね、許可の条件の一つといたしまして、効率的な農機具の利用が可能な高さ最低地上高2m以上あるかということが一つありまして、トラクターが走れる程度の高さが必要であるというのが、一つ条件としてございます。

松田委員

上に太陽光発電があって、下に農作物を栽培するということですが、なんでも営農できるのですか。

事務局

里芋とさつまいもです。

会長

これ面積は2反かな。

事務局

土地の面積自体は2反ほどございますが、転用面積といたしまして支柱が建つ面積でございますので、0.2㎡です。

会長

ちょっとわからないのだけど、その面積の差異が疑問に思うんだけど、3番目に年に一度の報告と書いていますね、それがどういう判断するのか。

事務局

そうですね。毎年4月末日までに香川県に対して報告するものとなっております。その際指導員でありますとか、農協の職員さんに確認を受けたうえで、香川県に報告するものです。

会長

その辺の判定をきちんとしていただいて、注意しててください。

事務局

はい。

会長

今の事例でこれは個人の事業としてやられているのですか。前例でやっている事例があるのですか。

事務局 個人でやられてまして、前例はなく三木町では初めてになります。

会長 香川県ではこういう形はやられているのですか。

事務局 町では初めてですが、香川県では西讃では、行われています。

会長 日照に関しては、並べ方とかどうなのか。

事務局 そうですね。日照に関してもJAの中央地区営農センターであるセンター長の方から書類をいただいて、問題なく行けるであろうという意見をいただいています。

会長 ほかに質問はございますか。

事務局 今まで太陽光の場合は、すべて転用許可だったと思うのですが、今回この営農型の発電設備を選択した理由というのはありますか。メリットはありますか。

事務局 メリットとして一般的に考えられるのは下で耕作をしながら、太陽光発電を行えるということです。ただ固定資産税が農地のまま太陽光発電設備ができるというメリットがござい
ます。

会長 設備は固定資産税かかるのですよね。農地はそのまま（賦課される）ということですよ。ね。

事務局 はい。今後の勉強のために1反とか2反とか間引きのように置いていくのではないかと想定したのですが、どれくらいの太陽光パネルを置くのですか。

会長 具体的にはそういうことなんで、どれくらい間引くかということについてはJAの中央にご意見うかがっているみたい。事例によって違うのでしょうか。県のほうで聞くと、西の方レモンを下で作ることもあるみたい。

事務局 資料を確認したところ、太陽光パネル、全体の土地2000㎡のうち678㎡というのがあるようです。

会長 これ場所は、おじま石材のすぐ東側だそうです。他ご意見ございませんか。先ほど言いましたように大きな案件が、5条の2、5条の5、5条の10、大三機工ですね、それ以外に大きいのはなし。4条について許可するという方挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。5条関係で許可するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で採択されました。続きまして議案第5号、非農地証明です。おねがいします。

事務局 非農地証明願についてご説明致します。8ページを開いてください。
【番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】
ご審議よろしくをお願いします。

会長 ずっと農道ですか。

事務局 はい、ずっと農道です。

香西委員 この一画、農免道路の北側なんですけれども、渡辺さんがこの辺りを借りて、農免道路に入る道が従来あるのを拡幅して正式な道にしようという申請でござい
ます。

会長 ありがとうございます。非農地証明1件でござい
ますが、承認する方挙手をお願いいた
します。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で採択されました。では続きまして農業経営基盤強化促

進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第6号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画についてご説明いたします。こちらにつきましては新規のみの説明とさせていただきますので、12ページを開いてください。17番より説明いたします。

【番号17以降について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上になります。ご審議よろしくお願ひいたします。

会長 初めての情報が入っているかと思ひますので、随時質問事項等ございましたら。農地機構が集積するものに関して、深谷あたりは、イノシシとか出そうなんだけど。農地機構経由でイノシシの確認をしてください。

事務局 はい。

会長 あと前半は更新でやるということで。それでは利用権設定について採決に移りたいと思ひます。承認するという方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。続いて報告に入る前に事務局の方から議案がありますのでこちらからお願いします。

事務局 お手元に配布しております追加議案農地法第5条の許可申請にかかる資料と地図を併せてご覧ください。それでは説明いたします。

【番号1を朗読（別紙、議案書のとおり）】

令和4年3月の定例会に諮ったものであります。男井間池の土地改良区、水利組合からの同意を得るように言われまして、再度ご審議いただきたく、また申請者から男井間池の土地改良区、水利組合からの同意書は得られております。

ご審議よろしくお願ひいたします。

会長 今の3月の議案で男井間池の土地改良区、水利組合から要望が出ましたので、今日の定例会で、これについてご質問ありますか。よろしいですか。

事務局 当事者より始末書の添付がございます。

会長 以上の追加議案について許可するという委員の挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 はい。ありがとうございます。それでは続いて報告議案に参ります。続けてお願ひします。

事務局 失礼いたします。ご説明させていただきます。15ページを開いてください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定にかかる通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

【報告書1号及び2号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上になります。

会長 報告1号、2号でございますが、何かご質問ございますか。それでは

以上でございます。令和4年4月定例会を終わります。ありがとうございます。

続きまして、農地法第4条、第5条についてですが、香川県全体の転用面積がまと

まっていますので、当県全体の令和3年1月から12月まで、4条が18,87ha、5条が142,46ha、両方でおおむね160ha転用しているということでございます。

3番の農業経営改善計画の認定農業者について、お願ひします。

農林課 農林課の渡辺です。本日は農業経営改善計画についてお時間をいただきありがとうございます

ます。今回の認定申請につきましては、申請者ご自身の意思によって、目標である経営改善計画について、香川県東讃農業改良普及センターの担当者のご意見も交えて三木町の基本構想との整合性を図って、計画を作成したものであります。今回は三経営体の更新と一経営体の変更申請に関してであります。まず1番であります、この方は主にスマート農業の推進と、農地の集積化による生産と農作業の効率化によって規模拡大を図ることとしております。続きまして2番の細田和雄様であります、この方は現状と5年後の目標に大きな変化はないのですが、主に臨時雇用により作業の分散を行うことで、労働従事時間の削減を図ることとしております。3番のいちご屋めい株式会社様であります、こちらは金融公庫の融資資金を活用して、農業用施設の増設をするため、認定農業者の更新をおこなうこととしております。主に加工品の取り扱いを増やして、増益を見込むこととしております。最後に4番の平井秀雄様ですが、この方が計画の変更申請にあたる方で、理由としては、この方も3番の苺屋根の方と同じく、金融公庫の融資資金を活用するために、農業用機械の購入を取り入れた計画の変更申請をおこなうこととしております。説明は以上となります。ご意見等ありましたら、お伺いしたいと思います。

松田委員 規模拡大をするのはいいのですが、現在84歳で5年後どうなるのだろう、元気な方で行けると思うのですが、その辺ちょっと心配です。

農林課 お答えします。農林課森岡です。ご指摘の通りご年齢も高齢ということでございますので、今回更新する際に、この(資料の)中には入ってはいませんが、後継者の育成を図って省力化を図りつつ、規模の拡大を図っていくという内容の記載をいただいております。実際この方の既存の面積でも、拡大後の面積も10町ほどあるということでございまして、更新する際息子様この農業を5年以内に継ぐという方針も計画の中に踏まえて、認定をさせていただいております。

松田委員 分かりました。

会長 あとは質問ありませんか。ご意見ございませんか。苺の経営者は誰ですか。

農林課 ■様になります。

会長 それではこれに関しては終わります。他にありますか。なければ、事務局の方からあるようなので。

事務局 農地の適正な活用についての議案でございまして、説明させていただきます。現在取り組んでいただいております農地利用適正化について大きく変更となる点がございますのでご報告いたします。まず変更となる点は、活動に対する交付金の見直し、活動方法の様式変更の2点でございます。資料をお手元にお配りさせていただいております。カラー刷りの一枚、活動報告の様式が一枚と、その記入例、3枚となっております。ご説明させていただきます。それでは交付金の内容ですが、今までは1か月に何日活動しているか、ということに関しましては、条件に加味しておりませんでした。今後は1か月に一日も活動されない方がおられた場合、農業委員会への交付金が支払われないことと、変更となります。それに伴い最適化の定義と日数把握に関しても変更となり、その一例としてお手元にカラー刷りの資料をお配りさせていただいております。その活動に加え、これまでは記録簿に記帳していなかったことについても、対象となりますのでご留意いただき、自主的に行われている活動も活動としてカウントされることをご確認いただければ、と思います。その内容がカラー刷りの資料となります。これまではどこかの会に参加したとか、話し合い

に立ち会ったということが対象になっておりましたが、カラー刷りの資料にもありますように、畦道を歩いていたら、知り合いと田の貸し借りの話し合いになった、ということも活動の対象となってきます。そのため活動報告の様式も詳細なものに変わってはいますが、慣れないと思いますので、細かい内容をメモに記していただいたら、と思います。そのあたりの詳しい内容に関しましては5月の総会の時今一度詳しく説明させていただきたいと思っております。2点目なのですが、重複いたしますが、活動記録の様式が大きく改正となりました。お手元の活動報告書をご覧ください。これまでの大まかな記録簿から時間や場所、活動成果などを詳細に記録していただくような様式になっております。細かい内容をたくさん書くようになっておりますので、事務局の方でもサポートはしてまいりたいと思っておりますが、極力このシートの方を記入していただくような習慣づけをしていただきたいという国の指導の下、なるべくこのシートを活用していただいて、記入していただくような方向に進んでいくようになっております。この記入の方法とかにつきましても、5月の総会の中で詳しく説明させていただきます。4月からがこの事業の対象となっております、月に1日以上は必ず活動していただかなくてはならないということと、あと年間を通じて平均月1回以上の活動が必要となってくるのが条件となっております。これからは毎月必ず5日以上活動が求められるようになってまいります。最初の話に戻りますが、これまでよりも活動の方が、日常的な会話とか取り組みについてもカウントされるようになりますので、5日以上はクリアーできるのではないかとと思っておりますが、どのようなことでも構いませんので日常の記録の方をのこしておいていただいて、事務局の方にご報告をいただけたらと思います。まことに簡単ですが説明を終わります。

- 会長 皆さん急な話ですが、注意していただけたらと思います。いつからですか。
- 事務局 令和4年度から毎月です。
- 会長 農業委員としては、農業委員会という機会があるからそれで、それから推進委員につきましては、そういうようなことを書いていくということですね。
- 事務局 はい。主にマッチングでありますとか、相談等を逐一書いていただけたらと思います。
- 藤澤委員 今日の定例会で現地調査あるわな、あの農地機構と契約結ぶときに推進委員がマッチングで入りますから、これ以外の話ですか、今言っているのは。
- 事務局 それも含めて些細なことでも、記載例にあるようにどこどこ地区の補助金事業を確認したということも対象となってまいりますので、個人的にパトロールしたところも活動記録に記載していただけたらと思います。
- 鈴木委員 そしたら訪ねて行って会って雑談をしていて農業の話が10分でも出たら書くということですか。
- 事務局 そういうことです。
- 鈴木委員 雑談にいったんやけど、たまたま5分程度その話が出たら（書く。）
- 事務局 どこどこ地区で5分程度話したという記録をとっていただけたら、と思います。
- 職務代理 3の1②のイとあるでしょ、日常活動の調査。
- 事務局 3の1②のイとかにつきましては事務局の方で記載いたしますので、委員さんは空けていただいて、ただ何月何日であるとか、活動時間、場所、詳細についてはご記入ください。
- 鈴木委員 3の1②のイとかは書くんじゃないの。
- 事務局 はい。3の1のイは現地確認にあたりますが、これについては空欄でご提出ください。

鈴木委員 一回説明を聞かなければ分からない。

事務局 詳細につきましては5月24日の総会で改めてご説明いたします。

古市委員 農業委員は詳細のところだけでいいの。

事務局 はい。詳細のところと日時、時間、場所等は書いていただいたらと。

岡田委員 これもしださなければ罰則あるの。

事務局 国の方からお金が降りてこない。

会長 国から農業委員会にお金が出ています。

古市委員 交付金が減額されるという話が出ましたが、今町に交付金いくらおりてきているのですか。

事務局 200万程度です。

古市委員 それが全額カットになる。

事務局 そういうことになります。

鈴木委員 要するに1回出していたらかまんということやろ。

事務局 現時点では詳細のルールに関しては国の方から来てないので、また総会までにはあらかた来るとは思いますので。

吉原委員 私が言っているのはそういうことだと思いますよ。どんなことでも持ってきた文章を持っていくだけでも活動だと。だからそういうのも全部違うといわれると、大変難しい。それとこれ午前と午後違うことしたら2枚に書くわけ、それとも1枚。

吉原委員 今の質問から言ったら、活動時間というところ記載は日時にならないとおかしいでしょ。何時から何時に何をやった、一日のうちに5回あったらそれは5回活動ですよ。それがこの分だったら、いま質問されとるように、何月何日に2時間やりました、実は2時間の中は20分ずつが全部で言うと6回やっているわけですよ。そのような形になってないと、おかしい。だから補足はいいんですけど、実態に合わせて言っていただいたらいい。

事務局 今、委員さんが言った時間のところ、20分でも1枚書いて、2時間やっても1枚書いて、そういう形になります。10分と10分になったとしても違うことをしていたら10分が一枚、もう10分が一枚とまります。要は案件ごとにということです。一日5回、10回とあることもあれば、一日1回という日もある。

事務局 お話して来た細かな記入方法とか記載の仕方というのが、私共事務局の方に具体的に資料が降りてきてなくて、詳しく確認をして総会の時には、もう少し具体的な内容をお伝え出来たら、と思っております。本日のところはこのような（記載の方法）になるということと、とりあえずこちらの記録簿に記録ができるように残しておいていただけたらと、4月から（運用が）始まりますので、取り急ぎ周知させていただいたところであります。

鈴木委員 すみません、その4月というんは、いつまでに出したらいいの、4月末、5月のいつまでとか、それかふた月に一回でいいとか、ひと月ひと月確実に出すか、どちらですか。

事務局 そのあたりも内部で協議をして（決めてまいりたい）。

鈴木委員 わかりました。決まるまで待ちます。

会長 はい。えー、ぼやけているところもありますけれども。次は令和4年度の年間日程かな。

事務局 令和4年度の農業相談の開催日程について、資料をお配りさせていただいております。来月の総会で確定事項を配布する予定でございます。農業相談におきましては今年度も同じように、農村広場のトレーニングセンターにて開催の予定です。当番委員となる方は、あらためて文書にて送付はするのですが、またよろしく願いいたします。現地調査につ

きまして、以下の通りとなっております。定例会に置きましては新型コロナ等の都合により、会場が月によって変わります、時間は13時30分からなのですが、表をご覧くださいまして①②③それぞれ開催場所が番号に振られております。またこの案につきましても新型コロナの感染拡大により、会場が変更となる場合もございますが、その際にはおつて文書にてご連絡いたします。よろしくお願いいたします。

会長
事務局 それで、開催場所で5月は定例会と総会、7月は全体会。
7月については防災センター3階大ホール、5月については定例会については、当会場第一研修室の予定なのですが、総会については3階大ホールで開催予定としております。

会長 総会と全体会は違うの。

事務局 そうですね、はい。

会長 どう違うの。総会と定例会。

事務局 総会は農業委員会の定例会と同じく推進委員さん全員が集まってする会で、定例会は農地法の関連議案を審議する、全体会議は農地パトロールに先立って行われる会で総会は今年度の事業計画を扱います。

会長 テーマは一緒ですね。

事務局 そうですね、同じです。

会長 7月と10月の定例会は。

事務局 そうですね。7月と10月の定例会につきましては、全体会議の終了後同じ防災センター3階大ホールにて開催予定としております。訂正いたします。

会長 ということです。日程表手元にありますか。はい、ではよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、その他連絡事項といたしまして、5月の行事予定等につきまして、ご連絡いたします。5月分の農地転用の締め切りは4月28日木曜日となっております。農地転用、現地調査は5月13日金曜日午前9時から実施いたします。当番委員は小川委員、鎌倉博之委員さんとなっております、よろしくお願いいたします。また役員会は5月12日木曜日午前10時から三木町役場第2会議室にて開催予定となっております。あと総会につきましては5月24日火曜日午後1時30分から三木町防災センター階大ホールにて開催いたします。定例会につきましては総会が終わり次第、三木町防災センター2階第一研修室、当会場にて開催予定となっております。なお新型コロナウイルス感染防止などの都合により、会場変更されることもございますが、その際は文書にてご案内いたします。連絡事項は以上でございます。

事務局 長時間にわたりご臨席ありがとうございました。それでは閉会に当たり溝渕会長職務代理より一言お願いいたします。

職務代理 どうもお疲れ様でございました。今日は大変な議案で、慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。これをもちまして全議案、賛成ということでありがとうございました。また来月もよろしくお願いいたします。現在香川県では新型コロナウイルスが400人前後と高止まりしておりますので、みなさんどうか気を付けられて日常の活動をよろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

15時36分 閉会